

## 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則一部改正（案）の概要

### 1. 趣 旨

神戸市では、「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」（以下「条例」という。）において、自転車等の放置の防止、市立自転車駐車場の設置及び管理事項、並びに自転車駐車場附置義務について定めていますが、条例の施行に関し、必要な事項を「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）において、定めています。

現在、都心機能高度集積地区内において、既存の施設に設置されている自転車駐車場について、空間の有効活用を図るものとして他の目的に転用する場合には、附置義務を免除する条例改正を行うことについて検討しております。

そのために、必要となる転用届出書の規定を追加すること等について、意見を募集します。

### 2. 改正内容（案）

- ・「都心機能高度集積地区」内において、既存施設に設置されている自転車駐車場を他の目的に転用する場合に提出される転用届出書について、転用内容等を記載する様式等を定める規定を追加します。
- ・規則第17条に基づく自転車駐車場設置・変更届出書について、施設所有者、及び自転車駐車場所有者の欄を追加します。

### 3. 改正時期

規則の改正・施行日は条例の改正・施行日と同日を予定しています。なお、条例の改正については、令和4年第1回定例市会（2月議会）に議案を提出する予定となっています。